

障害者美術展の実施について

1 経緯及び趣旨

本区では、平成28年3月に改定した「めぐろ芸術文化振興プラン」において、「ノーマライゼーション社会における芸術文化活動支援」を掲げており、障害のある方の作品展示等を通して、障害のある方の芸術文化活動を支援するとしている。

また、平成30年6月13日に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律47号）」が公布施行され、障害のある方の芸術文化活動の充実が求められるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、文化についてもレガシーを残す大会を目指し、東京2020文化プログラムを通じて多くの人々の芸術文化への参加促進を図ることとしている。

このような状況を踏まえ、障害のある方の芸術文化活動への参加の機会を提供するとともに、美術を通じた交流の場を設けることにより、障害のある方への理解を深めるため、障害者美術展を実施する。

2 実施内容

(1) 美術展名

「めぐろの障がい者アート展」（仮称）

(2) 日程

平成31年8月7日（水）から8月18日（日）まで

(3) 場所

目黒区美術館 区民ギャラリー

(4) 対象者

区内で芸術文化活動をしている障害のある方

(5) 実施者

主催：区、美術展運営：公益財団法人目黒区芸術文化振興財団

(6) 申込方法

ア 障害者通所施設利用者

出品希望者は、施設を通じて、作品情報等を記載した作品カード（応募用紙）を目黒区美術館に提出する。

イ 一般募集

平成31年4月7日（日）までに、作品情報等を記載した作品カード（応募用紙）を区に提出する。

(7) 展示作品の決定

提出された作品カード等に基づき、展示作品を決定する。

(8) 観覧料

無料

3 周知方法

ホームページ、チラシ及び3月25日号めぐろ区報により周知